

津市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 8 月 22 日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	片	山		光
津市監査委員	安	積	む	つみ

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

- 1 法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
- 2 法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

第3 監査の対象

1 随時監査

(1) 工事監査

令和4年度下工公補継第2号藤方第2雨水幹線築造工事

(2) 所管部局

上下水道事業局下水道工務課

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

団体名	所管部局
津市防犯協会	市民部市民交流課
津市スポーツ少年団本部	スポーツ文化振興部スポーツ振興課
新雲出川物語推進委員会	環境部環境政策課
一般社団法人榊原温泉振興協会	久居総合支所地域振興課
津市PTA連合会	教育委員会事務局教育総務部生涯学習課

(2) 出資団体の監査

団体名	所管部局
津駅前都市開発株式会社	都市計画部都市政策課

(3) 出資団体及び指定管理者の監査

団体名	所管部局
-----	------

青山高原保健休養地管理株式会社	白山総合支所地域振興課
-----------------	-------------

(4) 指定管理者の監査

指定管理者	対象施設	所管部局
P F I 津市斎場株式会社	いつくしみの杜	市民部市民課
株式会社キャリアカーサービス	津なぎさまち内旅客船ターミナル	都市計画部交通政策課
美杉林業研修集会施設管理運営協議会	津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」	美杉総合支所地域振興課

第4 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 随時監査

監査対象工事に係る設計、積算、施工等を対象とした。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に令和3年度から令和5年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に令和3年度から令和5年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に令和3年度から令和5年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第5 監査の期間

令和7年4月15日から同年8月4日まで

第6 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局

等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その調査報告書を参考とした。

1 随時監査

工事監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (7) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (8) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (9) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (7) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (8) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (7) 経営成績及び財政状態は良好か。

- (f) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (g) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (f) 施設は関係法令の定めるところにより適正に管理されているか。
- (g) 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (h) 利用料金の設定・収納、使用許可及び利用料金の減免手続は適正になされているか。
- (i) 施設管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- (k) 財産管理は適正に行われているか。
- (n) 利用者の平等利用、利便性の向上に努めているか。

イ 所管部局関係

- (f) 事業計画書及び事業報告書の提出は適正に行われているか。
- (g) 指定管理料の算定・支払・精算は適正に行われているか。
- (h) 管理運営の評価・検証は適正に行われているか。
- (i) 利用者ニーズ・要望等の把握と改善は適正に行われているか。

第7 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 指摘

- (1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの
- (2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

3 意見

経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

第8 随時監査の結果

- 1 工事名：令和４年度下工公補継第２号藤方第２雨水幹線築造工事
(上下水道事業局下水道工務課)
- 2 請負業者名：奥村・藪・北嶋特定建設工事共同企業体
- 3 契約の種別：総合評価一般競争入札
- 4 入札参加業者数：４者
- 5 契約年月日：令和４年８月１２日
- 6 工期：当初 令和４年８月１２日から令和９年１月１３日まで
- 7 契約金額（令和７年３月３１日現在）
 - (1) 当初 ４，１４３，０４０，０００円
 - (2) 変更後 ５，０１６，５８６，３００円
- 8 実施進捗率：７９．９％（令和７年３月３１日現在）
- 9 講評
監査した限りにおいて、当該工事に係る設計、積算、施工等の執行が適正に行われているものと認められた。

第９ 財政援助団体等監査の結果

- 1 財政援助団体の監査
 - (1) 津市防犯協会（所管部局：市民部市民交流課）
 - ア 財政援助の概要（注）

津市防犯協会負担金の交付

財政援助の目的	市民の防犯意識を向上させるとともに、各種防犯活動を通じて安全で安心なまちづくりに寄与すること	
交付の根拠	なし	
交付率	１００％	
対象事業の内容	津地区防犯協会及び津南生活安全協会の運営、防犯活動	
対象経費の内容	津地区防犯協会及び津南生活安全協会職員の人件費、防犯活動にかかる用具、物品の購入など	
交付額	令和３年度	８，８４０，０００円
	令和４年度	８，８４０，０００円
	令和５年度	８，８４０，０００円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の負担金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

(2) 津市スポーツ少年団本部（所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課）

ア 財政援助の概要（注）

(7) 津市スポーツ振興事業補助金（津市スポーツ少年団本部活性化事業）の交付

財政援助の目的	津市スポーツ少年団本部が実施する青少年健全育成を目的とするスポーツ大会、交流会及び指導者・リーダー育成事業並びに当該スポーツ少年団本部が参画する競技団体の大会等に対して支援を行い、スポーツ団体の活性化、青少年の健全育成及びスポーツ振興を図る	
交付の根拠	津市スポーツ振興事業補助金交付要綱	
交付率	100%	
対象事業の内容	事業費（競技別交流大会、スポーツ少年団交流大会等）、振興費（単位団助成）、事務局費（会議費、通信費、手数料等）	
対象経費の内容	補助事業の運営費（食糧費を除く。）	
交付額	令和3年度	6,900,000円
	令和4年度	6,900,000円
	令和5年度	6,900,000円

(4) 津市スポーツ振興基金活用事業補助金（競技スポーツ振興事業補助金）の交付

財政援助の目的	三重とこわか国体及び三重とこわか大会の開催に向けた競技スポーツ及びパラスポーツの盛り上がりを引き継ぎ、スポーツ競技に係る団体等が行う競技人口の拡大及び競技力の向上を図るための活
---------	--

	動を継続して支援することにより、本市のスポーツ振興を図る	
交 付 の 根 拠	津市スポーツ振興基金活用事業補助金交付要綱	
交 付 率	100%	
対象事業の内容	ジュニアアスリート等の育成のための教室、体験会等を実施する事業、指導者講習会の開催、（公財）日本スポーツ協会等が主催する資格講習会の受講等指導者等を育成する事業、大会等の開催及び大会等への参加に係る事業、その他市長が特に必要と認める事業	
対象経費の内容	謝金、旅費、宿泊費、スポーツ用具費、使用料・賃借料、委託費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料・負担金、保険料	
交 付 額	令和3年度	—
	令和4年度	69,000円
	令和5年度	216,000円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

(3) 新雲出川物語推進委員会（所管部局：環境部環境政策課）

ア 財政援助の概要（注）

山・川・海ネットワーク事業負担金の交付

財政援助の目的	津市環境基本計画の重点施策である「山と川と海のネットワークの推進」の具体的施策として活動を行っている新雲出川物語推進委員会とともに、雲出川流域の様々な団体等の交流会や学習会を開催し、環境の保全などに取り組むためのネットワークづくりを推進するため
---------	--

交 付 の 根 拠	なし	
交 付 率	1 0 0 %	
対象事業の内容	環境基本計画の重点施策「山と川と海のネットワークの推進」に取り組む事業	
対象経費の内容	雲出川流域清掃・植樹、環境講座等にかかる企画運営費	
交 付 額	令和３年度	1, 5 0 0, 0 0 0 円
	令和４年度	1, 5 0 0, 0 0 0 円
	令和５年度	1, 5 0 0, 0 0 0 円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の負担金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

(4) 一般社団法人榊原温泉振興協会（所管部局：久居総合支所地域振興課）

ア 財政援助の概要（注）

津市商工業振興等関係補助金（温泉施設振興事業補助金）の交付

財政援助の目的	榊原温泉の観光誘客イベント、ＰＲ活動事業を支援することにより、歴史ある観光資源「榊原温泉」への観光誘客を促進する	
交 付 の 根 拠	津市商工業振興等関係補助金交付要綱	
交 付 率	1 0 0 %	
対象事業の内容	観光客誘致宣伝活動事業、観光誘客促進イベント事業、地域おもてなし体制事業、事務局事業	
対象経費の内容	市内温泉施設のＰＲ、及びＰＲイベントの開催に係る経費	
交 付 額	令和３年度	9, 5 0 0, 0 0 0 円
	令和４年度	9, 5 0 0, 0 0 0 円
	令和５年度	9, 5 0 0, 0 0 0 円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

(5) 津市PTA連合会（所管部局：教育委員会事務局教育総務部生涯学習課）

ア 財政援助の概要（注）

津市社会教育活動支援事業補助金の交付

財政援助の目的	市内の幼稚園・小中学校等を単位とするPTA（単位PTA）と連携を保ち、幼児・児童・生徒の健全な育成及び環境整備を図る	
交付の根拠	津市社会教育活動支援事業補助金交付要綱	
交付率	100%	
対象事業の内容	単位PTA間の連絡・調整、PTA活動の活性化のための企画、事務局の運営	
対象経費の内容	大会又は行事に係る経費、調査研究又は資料の作成、配布に係る経費、団体の組織の整備及び育成を図る事業に係る経費、その他市長が特に必要と認める事業に係る経費	
交付額	令和3年度	3,238,000円
	令和4年度	3,238,000円
	令和5年度	3,238,000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

2 出資団体の監査

(1) 津駅前都市開発株式会社（所管部局：都市計画部都市政策課）

ア 出資団体の概要（注）

資 本 金	3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円	
市 の 出 資 の 状 況	出 資 額	1 2 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
	出 資 比 率	4 0 . 0 %
主 な 業 務 の 内 容	不動産賃貸業、ビル管理業	
財 務 の 状 況	資 産	3 , 1 1 0 , 8 7 5 , 8 9 9 円
	負 債	9 0 5 , 6 6 6 , 6 8 1 円
	純 資 産	資 本 金 3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
		剰 余 金 1 , 9 0 5 , 2 0 9 , 2 1 8 円
	負債・純資産合計 3 , 1 1 0 , 8 7 5 , 8 9 9 円	
損 益 の 状 況	営 業 利 益	1 7 8 , 7 6 7 , 3 2 8 円
	経 常 利 益	1 7 7 , 0 7 6 , 3 5 8 円
	当 期 純 利 益	1 2 0 , 7 9 8 , 7 1 6 円

（注）出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第２７期（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）の収支決算書を参考にまとめたものである。「△」は、損失を意味する。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の出資に係る出納その他の事務の執行が正確かつ適正に行われていると認められた。

３ 出資団体及び指定管理者の監査

- (1) 青山高原保健休養地管理株式会社（所管部局：白山総合支所地域振興課）

ア 出資団体の概要（注）

資 本 金	3 6 , 5 0 0 , 0 0 0 円	
市 の 出 資 の 状 況	出 資 額	1 9 , 6 7 0 , 0 0 0 円
	出 資 比 率	5 3 . 9 %
主 な 業 務 の 内 容	青山高原保健休養地の秩序ある発展を図るとともに、保健休養地として快適な生活に寄与するため、休養地内の土地、建物および施設等の管理運営業務を行う	
財 務 の 状 況	資 産	5 9 , 2 3 2 , 1 4 8 円

	負 債		1, 1 2 4, 1 6 3 円
	純 資 産	資 本 金	3 6, 5 0 0, 0 0 0 円
		剰 余 金	2 1, 6 0 7, 9 8 5 円
	負債・純資産合計		5 9, 2 3 2, 1 4 8 円
損 益 の 状 況	営 業 利 益		6, 1 1 9, 4 7 4 円
	経 常 利 益		△ 2, 6 1 1, 5 9 4 円
	当 期 純 利 益		△ 2, 6 8 5, 8 9 4 円

(注) 出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の収支決算書を参考にまとめたものである。「△」は、損失を意味する。

イ 指定管理の概要(注)

施 設 の 名 称	津市青山高原保健休養地	
施 設 の 設 置 目 的	住民の健全なレクリエーション及び憩いの場として、青少年等の利用に供するため	
建 築 年	昭和47年	
指 定 管 理 業 務 の 範 囲	施設の使用の許可に関する業務、施設及び設備器具等の維持管理に関する業務及び自主事業	
選 定 方 法	非公募(地域主体性)	
指定管理料の有無	有 (令和5年度：10,000,000円)	
指 定 管 理 料 の 精 算 の 有 無	無し	
指 定 管 理 者 の 経 営 状 況 (令和5年度)	収 入	20,956,023円
	支 出	24,801,154円
	収 支 差 引	△3,845,131円
主な施設利用の状況(令和5年度)	利用者数：6,068人	
指定管理者総合評価(令和5年度)	やや悪いの数	無し
	悪 い の 数	無し

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

ウ 講評

(7) 行政財産使用許可等について（指摘）

青山高原保健休養地内で、指定管理者が自主事業を行っているパターゴルフ場を含む複数の施設について、津市財産に関する条例に定める行政財産使用許可等の必要な手続きがされていないことから、使用の実態に応じ、所要の措置を講じられたい。

(4) 修繕費に係るリスク分担について（意見）

津市青山高原保健休養地指定管理者要求水準書の5「施設の管理に要する経費等」において、指定管理料に修繕費が含まれていることが明示されているが、修繕費分の具体的な金額は明らかではなく、「1件当たり10万円以上の修繕費については別途協議」とされている。しかしながら、令和5年度には敷地内のトイレ修繕に約940万円を指定管理者が支出した事例があるなど、10万円以上の修繕を指定管理者が実施している事例が散見された。指定管理料が1,000万円であることも踏まえると、指定管理者に過大な修繕費を負担させることは、指定管理者の経営を圧迫する可能性も否定できないことから、指定管理事業における適切なリスク分担についての協議を進められたい。

(7) 使用許可申請方法等の見直しについて（意見）

津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則第5条から第8条には、施設の使用許可申請等に係る様式が定められているが、現状は、オンライン予約や、指定管理者が別途作成した様式により各種手続きが行われていた。今後においては、実態に合わせ、使用許可申請方法等について検討されたい。

4 指定管理者の監査

(1) PFI 津市斎場株式会社（所管部局：市民部市民課）

ア 指定管理の概要（注）

施設 の 名 称	いつくしみの杜
施設 の 設 置 目 的	住民の福祉の向上を図るため
建 築 年	平成27年度

指定管理業務の 範囲	斎場の使用の許可に関する業務、斎場の施設、 設備器具等の維持管理に関する業務、その他市 長が必要と認める業務	
選 定 方 法	公募	
指定管理料の有無	有り (令和５年度：１９６，４２５，７３０円)	
指 定 管 理 料 の 精 算 の 有 無	無し	
指 定 管 理 者 の 経 営 状 況 (令和５年度)	収 入	１９６，４２５，９５１円
	支 出	１９３，１０３，１２７円
	収 支 差 引	３，３２２，８２４円
主な施設利用の状 況(令和５年度)	人体火葬：３，８２８件、動物火葬：２，１３ ７件、霊安室：５３９件、待合室：３，６１８ 件、葬儀式場：４３７件	
指定管理者総合評 価(令和５年度)	やや悪いの数	無し
	悪 い の 数	無し

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

事業報告書の提出について(指摘)

津市斎場の設置及び管理に関する条例第１１条第１項において、指定管理者は、毎年度終了後３０日以内に、斎場の管理業務の実施状況及び利用状況等を記載した事業報告書を作成し、市長に提出することとされている。

しかしながら、令和３年度、令和４年度及び令和５年度の同施設の年次報告書はいずれもこの期間を超えて提出されていた。

今後はこのようなことがないように、同条例を遵守されたい。

(2) 株式会社キャリアカーサービス(所管部局：都市計画部交通政策課)

ア 指定管理の概要(注)

施 設 の 名 称	津なぎさまち内旅客船ターミナル
施 設 の 設 置 目 的	中部国際空港との海上交通の確保を図るとともに、住民が海に親しみながら、集い賑わう交流

	拠点とするため	
建 築 年	平成 1 7 年	
指 定 管 理 業 務 の 範 囲	(1) 運航事業施設及び交流広場の施設の許可に 関する業務 (2) ターミナルの施設、設備器具等の維持管理 に関する業務 (3) その他市長が必要と認める業務	
選 定 方 法	公募	
指定管理料の有無	有り (令和 5 年度：3 9, 1 4 5, 0 0 0 円)	
指 定 管 理 料 の 精 算 の 有 無	無し	
指 定 管 理 者 の 経 営 状 況 (令 和 5 年 度)	収 入	4 2, 5 7 3, 9 5 0 円
	支 出	4 1, 0 5 5, 2 5 9 円
	収 支 差 引	1, 5 1 8, 6 9 1 円
主な施設利用の状 況 (令 和 5 年 度)	利用者数：3 0 0 人、利用件数：1 件	
指定管理者総合評 価 (令 和 5 年 度)	やや悪いの数	無し
	悪 い の 数	無し

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

修繕費に係るリスク分担について (意見)

指定管理者との責任分担表において、指定管理者が負担する修繕は「指定管理者の責めに帰すべき事由による場合」又は「修繕に係る費用 (税抜き見積価格) が 1 件 1 0 万円未満の場合 (経年劣化を含む) 」とされており、他は別途協議を要した上で津市が負担することとなっている。

しかしながら、事業者の責めに帰すべき事由に当たらない 1 0 万円を超える修繕が指定管理者負担で行われている事例が散見された。

施設の所有者は本市であることから、施設老朽化への対応を踏

まえ、指定管理者が担うべき修繕について、リスク分担の内容を整理されたい。

(3) 美杉林業研修集会施設管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

ア 指定管理の概要（注）

施設の名 称	津市美杉林業研修集会施設（グリーンハウス美杉）	
施設の設置目的	地域林業活動の活性化を図り、本市の林業の振興に資するため	
建 築 年	平成元年度	
指定管理業務の範囲	研修施設の使用の許可に関する業務、研修施設の施設、設備器具等の維持管理に関する業務、その他、市が必要と認める業務	
選 定 方 法	非公募（理由：地域主体性）	
指定管理料の有無	有り （令和５年度：２，４０９，０００円）	
指定管理料の精算の有無	無し	
指定管理者の経営状況 （令和５年度）	収 入	３，０５２，８１３円
	支 出	２，８５３，２０４円
	収 支 差 引	１９９，６０９円
主な施設利用の状況（令和５年度）	利用者数：１，５７６人	
指定管理者総合評価（令和５年度）	やや悪いの数	無し
	悪 い の 数	無し

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の出資に係る出納その他の事務の執行が正確かつ適正に行われていると認められた。

第10 結び

監査の結果に基づき、総括としての意見を述べて、本件監査の結びとする。

1 適正な財政援助額の積算について

今回財政援助団体監査の対象とした5団体に対する令和3年度から令和5年度までの財政援助額を確認したところ、令和4年度から財政援助が開始された津市スポーツ振興基金活用事業補助を除き、いずれの団体に対しても毎年度同額の財政援助が実施されており、近年の物価高騰に伴い事業の必要経費も増加している場合が多いと想定されるが、財政援助額の増減は見られなかった。

社会情勢が年々変化する中で、対象事業に財政援助を行うことが適正であるかどうか、公益性や住民ニーズ、費用対効果の観点から検証したうえで、特に物価変動等、外的要因により事業の必要経費に増減が見込まれる場合は、財政援助額が妥当な積算内容となっているかどうか、改めて検証されたい。

2 不適正な減免手続きについて

令和4年度に「公の施設に係る使用料の減免について」を監査テーマに、行政監査を実施しており、当時の監査結果報告において、施設の特性に応じた公平かつ統一感のある減免基準の策定を望むとともに、条例、規則等を遵守した事務処理が徹底されるよう、組織としてのチェック機能が十分に働く内部統制の強化を要望したところである。

しかしながら、今回の監査においても、一部の施設において、不適正な減免手続きの事例が認められたことは誠に遺憾である。減免事務は利用者間に不公平があってはならないものであり、所管する公の施設において、減免基準が曖昧となり、担当者によって誤った判断や異なる判断が生じていることがないか、また、現状の事務処理体制でチェック機能が十分働いているのかどうかを今一度検証し、公平公正な減免事務を徹底されるよう、改めて望むものである。

3 適切な施設・設備の維持管理について

本市が定める指定管理者制度運用等指針によれば、指定管理事業におけるリスク分担については、「想定されるリスクについて市と指定管理者間において、適切なリスク分担を事前に行うことが重要です。」とされている。しかしながら、リスク分担表等で指定管理者が負担するとさ

れる範囲以上の修繕（例えば10万円以上の修繕）を全て「市との協議を要する」と定め、予め市のリスク分担の範囲を明示せずに基本協定書を締結し、結果として指定管理者側の負担が大きくなっている事例が認められた。指定管理事業で発生する修繕費を、市か指定管理者のどちらが負担するのかについては、指定管理事業の運営上で疑義が生じやすい問題であることから、責任分界点が明らかとなるよう十分検討した上で、予めリスク分担表を作成し、区分に沿った修繕を行うよう徹底されたい。

また、近年の定期監査において、修繕費の予算削減により、施設の機能が損なわれ、市民サービスの低下のおそれがあると憂慮している旨を報告してきた経緯があるが、修繕費は、平素から中長期の修繕計画を立て、必要な修繕を放置せず、早めの手当をしていくことが、結果的に費用の縮減につながるものである。

本市の施設は、老朽化が進んでいるものも多く、修繕箇所の増加のみならず、将来的に大規模修繕も必要となることが想定される。このことから、事業継続に不可欠なリスクを想定した、適切な修繕計画を策定した上で、必要な予算措置を行い、市民サービスの低下を招くことのないよう切に望むものである。

4 指定管理者の運営体制及び経営状況の把握について

指定管理者の事業継続の支障となる問題の有無については、指定管理者が提出する事業計画書や事業報告書並びに市が指定管理者に対して定期的に実施するモニタリング評価や総合評価により、確認することとなっている。

しかしながら、今回の監査において、指定管理事業の運営のほとんどを指定管理者の特定の職員に依存し、将来の事業継続に対する備えが脆弱と言わざるを得ない事例が認められた。

指定管理者制度が、公の施設において、より良質な市民サービスを提供するものであることからすれば、指定管理者の事業運営が、経営・管理の両面から安定的に行われているかどうかを検証することは極めて重要である。

このことから、指定管理事業の経営状況等に問題がないか確認するとともに、モニタリング評価や総合評価で得られる情報から組織の状態を把握し、指定管理者が経営難や後継人材の不足等により、契約期間中に突然の撤退をする等、予期せぬ重大事案が発生することのないよう、指

定管理事業のより一層の状況把握に努められたい。

以上